

日本臨床疫学会データベース研究賞の申請に際して、下記に定められた「日本臨床疫学会データベース研究賞に関する同意書」および別紙「データの使用に際しての要件確認書」に同意します。

記

日本臨床疫学会データベース研究賞に関する同意書（申請者用）：

第1条. 趣旨

1. データベース研究賞（以下「DBR 賞」とする）の申請を行う者（以下「申請者」とする）は、日本臨床疫学会（以下「当学会」とする）が設立する DBR 賞の以下の趣旨に賛同のうえ、申請を行う。
 - (1) 保険レセプトデータ、診療データ、患者質問票データなどを含む一定規模以上の Healthcare Data Base（以下「HDB」とする）は、臨床疫学研究にとって極めて有用である。またプライマリデータを収集することの困難な若手研究者にとって貴重なデータベースである。しかし、若手研究者が HDB にアクセスすることが困難なことが少なくない。
 - (2) 当学会では、HDB を提供可能な法人や個人で当学会から承認を受けた者（以下「助成者」とする）を募り、当学会の会員で一定の能力（立案、デザイン、解析、結果解釈、可視化など）を備えた臨床疫学専門家を受賞対象にむけて、DBR 賞を設置する。

第2条. 申請者の要件

1. 申請者は以下の要件を満たしている必要がある。
 - (1) 当学会の会員であり、入会した年度から申請を行う年度までの会費を全納している。
 - (2) 当学会が認定する「臨床疫学上席専門家」または「臨床疫学認定専門家」のいずれかに該当する。
 - (3) 日本の研究機関または医療機関に所属している。（民間企業所属の方は対象外とする。）
 - (4) 申請を行う年の 1 月 1 日時点で 45 歳以下である。
 - (5) 申請を行う以前または申請時点において、同一の研究目的に対して、データベース利用を支援する研究助成を他の団体から受けていない。
2. 申請者は、同時に複数の助成者による DBR 賞の案件に応募できない。

第3条. 受賞者の選考と義務

1. DBR 賞への申請の中から、当学会理事等で構成する選考委員会により若干名の受賞者（以下「受賞者」とする）が選考される。なお、受賞者の人数は、助成者の数や助成者の希望を勘案したうえで決定とする。
2. 受賞者は、助成者と受賞者所属機関の間で助成者が指定する契約を締結したうえで、助成者から以下に該当するデータの提供を受けることができる。ただし、受賞者の選考前に、助成者によって申請内の RQ に助成者の提供する HDB が適用可能かを判断される。
 - (1) 助成者が保有する HDB
 - (2) 受賞者の RQ の解析に必要な項目（変数）
3. 受賞者が兼務を含めて民間企業に所属している場合、助成者は受賞者に HDB を提供しない。

4. 助成者は HDB の提供のみを行い、データを用いた集計や加工処理は研究者自身が行う。
5. 受賞者は、当学会の年次学術大会で表彰される。また、HDB の提供を受けた事実等（氏名、所属、研究課題名および概要、授賞式の様子を含む）が当学会または助成者から公表される。
6. 受賞者は、原則として 2 年以内に、当学会理事会に経過報告を行う。また、受賞者から受けた報告内容は当学会理事会を通じて助成者に報告される。
7. データベース研究賞授賞式で発表後から 3 年間に「データベース研究賞研究期間」と定める。受賞者は、提供された HDB を活用した研究の論文化が可能な場合に、原則として研究期間内に原著論文を学術誌に投稿しなければならない。また、発表の際には、本賞および、助成者への謝辞を記載する。英語表記：This articles was supported by Data Base Research Award by Society for Clinical Epidemiology.
8. 受賞者は、研究期間内に論文投稿する場合に、論文投稿に必要な費用（英文校正、投稿費用など）の一部に対して当学会から助成金（最大 15 万円）の提供を受けることができる。なお、一度の投稿に対して、複数回の助成金の提供を受けることはできない。
9. 受賞者は、研究成果を公表する場合、予め助成者に告知し、助成者の承諾を得るものとする。なお、助成者が受賞者の成果公表を妨げるものではない。
10. 受賞者は、提供された HDB を活用した研究の原著論文を出版した際は、当会理事会に正確な出典と PDF とともに報告しなければならない。
11. 受賞者は、提供された HDB を活用した研究の論文化が困難な場合に、論文化が困難である理由を明記のうえ文書にて当学会理事会に報告する。

以上

提出日 年 月 日

所属：

ご署名：